

大玉村公告第 205 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大玉村財務規則（平成 26 年規則第 17 号）第 113 条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。

令和 7 年 11 月 12 日

大玉村長 押 山 利 一

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 番号 | 企第 23 号 |
| (2) 事業名 | 玉井小学校（校舎・体育館）LED 照明賃貸借 |
| (3) 対象施設 | 大玉村立玉井小学校校舎及び体育館
大玉村玉井字細田 28-3 |
| (3) 物品 | LED 照明器具 |
| (4) 物品の規格 | 一般社団法人公共建築協会の評価名簿（電気設備機材等）登録があり、販売実績及び国または地方自治体において類似の導入実績がある国内メーカーの製品であること。また、学校保健安全法、学校環境衛生基準等において定めがある場合は、基準を満たす製品であること。 |
| (5) 物品の概要 | 灯具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借（動産総合保険含む）
灯具及び設置に必要な付属品一式の取替工事（廃棄処分含む）
賃貸借契約期間内の設置物の維持管理 |
| (6) 仕様・数量 | （別表）LED 照明器具仕様及び数量一覧に定める通り |
| (7) 納入期限 | 令和 8 年 3 月 31 日 |
| (8) 賃貸期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日（120 か月） |
| (9) 予定価格 | 事後公表 |
| (10) その他 | 賃貸借期間の開始前に設置した個所から順次、器具の仮使用を認めること。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できるのは、入札時において次の（1）から（4）に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 公告日現在において、大玉村令和 7・8 年度物品等の入札参加資格業者名簿に登録があり、福島県内市町村立の小中学校校舎及び体育館へ LED 照明

- の設置工事を行い、賃貸借契約を締結したことがあること。
- (2) 福島県内に本店または支店(営業所)があり、リース業で登録のある者で、賃貸借期間中、LED照明に不具合が生じた際、速やかに復旧することができる者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 本村を含む地方公共団体から過去3年間、入札参加停止及び制限措置等を受けていないこと。

3 入札参加手続等

(1) 仕様書等の閲覧

ア 閲覧場所	総務部企画財政課財政係
イ 閲覧期間	令和7年11月12日(水)から令和7年11月18日(火)
ウ その他	仕様書の閲覧及び現場の確認を行い入札に参加すること。また、閲覧(来庁)及び現場の確認をする際、担当者不在の場合があるため、事前に電話連絡すること。

(2) 仕様書等に対する質問

ア 質問方法	質問は指定様式(様式第1号)によりFAXで送信すること。なお、送信後確認のため必ず電話連絡すること。
イ 送付先	総務部企画財政課財政係
ウ 質問期限	令和7年11月18日(火)午後5時15分までとする。
エ 回答予定日	令和7年11月19日(水)にFAXで回答する。

4 入札の方法

(1) 提出書類 入札書及び宣誓書

- ※①提出書類は、封筒に入れ封印(裏面割印)すること。
- ②封筒表面には「入札書」の表記、開札日、番号及び事業名を記入すること。
- ③封筒裏面(又は表面)には商号又は名称及び会社所在地を明記すること。
- ④「入札書」及び「宣誓書」の日付は、開札日でなく、提出する日を記載すること。

(2) 提出方法 郵送又は持参とする。

- ※郵送の場合は、(1)の提出書類を入れた封筒を一回り大きな封筒に入れ、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。

※持参する場合は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間とする。

(3) 提出先 総務部企画財政課財政係

(4) 提出期限 令和 7 年 11 月 25 日(火)必着 (午後 5 時 15 分まで)

5 開札日時等

(1) 開札日時 令和 7 年 11 月 26 日(水)午前 9 時

(2) 開札場所 大玉村役場第 1 委員会室

(3) 入札保証金 免除とする。

(4) 入札回数 初度のみとする。

(5) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、月額料金（消費税等を除く金額）として、
入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定

予定価格以下で最低の見積りをした者を落札者とする。最低価格入札者が 2 者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、直ちに、くじにより落札候補者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者、その他次に掲げる入札は無効とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた者のした入札

(2) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札

(3) 入札書に記載した金額を訂正した入札及び入札書に記名をしないで行った入札

(4) その他、入札条件又は特に指定した事項に違反した入札

7 契約手続等

(1) 契約の締結

大玉村財務規則に基づき契約締結する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、大玉村財務規則第 98 条の規定により、請負代金又は契約代金の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生

ずる損害の支払いを保証する銀行、村長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければならない。ただし、大玉村財務規則第 99 条第 1 項第 12 号に該当する場合はこれを免除する。

8 その他

- （１）当該入札において事故が起きたとき及び不正な行為があると認めたと
き、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止又は延
期する場合がある。
- （２）契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する契約と
なるものである。
- （３）入札においては、大玉村条件付一般競争入札心得を熟知のうえ入札に参
加すること。

公告内容等に関する問合せ先

大玉村役場総務部企画財政課財政係

969－1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内 70 番地

TEL 0243-24-8137（直通）

FAX 0243-48-3137

E-mail kikakuzaiseika@vill.otama.fukushima.jp